

# いわき市地域福祉計画（令和3年度～令和7年度）の概要

## 計画策定の背景

### 1. 計画の法令等の根拠

- ・市民福祉の増進のため、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、市が策定する行政計画。
- ・現行「新・市地域福祉計画」が令和2年度に最終年度を迎えることから次期計画を策定するもの。

### 2. 保健福祉分野の個別計画との関係

本計画は、「以和貴まちづくり基本条例」における「様々な主体が共に地域の課題解決に取り組む」という理念を基本とした、福祉分野における総合計画となる。

本市の保健福祉分野に関する計画としては、高齢者施策分野の「市高齢者保健福祉計画」、障がい者施策分野の「市障がい者計画」、子ども・子育て施策分野の「市子ども・子育て支援事業計画」及び保健・健康施策分野の「健康いわき21」、「市食育推進計画」、「市自殺対策計画」があり、本計画は、これら個別計画が持つ個別・専門的な考え方や取組みを、「地域で暮らす市民」の視点から総合的に横につなぐ計画として位置付けている。

### 3. 計画期間

国のガイドラインを踏まえ5年（令和3年度～令和7年度）とし、必要に応じて見直しを行う。

## 地域福祉推進にかかる国の動向

### 1. 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成29年12月）

- ①「住民に身近な圏域」において住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境整備
- ②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ③多機関協働による包括的な相談支援体制の構築

### 2. 社会福祉法改正（平成30年4月）

- ①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
- ②包括的な支援体制づくり
- ③地域福祉計画の充実（福祉分野の上位計画として位置付け）

### 3. 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」の最終とりまとめ（令和元年12月）

- ①断らない相談支援
- ②参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
- ③地域づくりに向けた支援

### 4. 社会福祉法改正（令和3年4月施行予定）

地域共生社会実現のため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業（重層的支援体制整備事業）に対する交付金等の創設 ほか

## 地域福祉計画(令和3年度～令和7年度)策定のポイント

### 1. 国の動向、地域課題への対応

- ・多様で複合的な課題を抱える世帯が増える一方、相談支援機関の専門化・細分化が進み連携が課題となっていることから、「包括的な支援体制の整備」について位置付ける。
- ・従来の計画に位置付けのなかった「自殺対策に関する事項」「犯罪者への社会復帰支援」など、より幅広い保健福祉分野の課題へ対応していくことを明記。

### 2. 計画の体系の整理

現行計画では施策の展開において「理念レベル」と「事業レベル」が混在していることから、「基本目標」及び「施策の展開」の体系を整理・統合し、基本目標を3つに再整理。

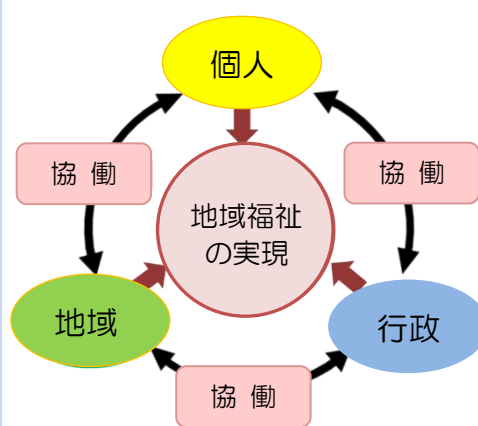
### 3. 成年後見制度利用促進基本計画の一体的策定

本計画を成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定する「成年後見制度利用基本計画（市町村計画）」を兼ねるものと位置付けている旨を明記。

## 体系図（基本理念・基本目標と施策の展開について）



## 計画の推進



### (1) 多様な関係者の協働による推進

行政のみならず、地域が主体となり、市民・各種団体・ボランティア・事業者などの多様な地域の関係者による協働を基本に地域福祉の取り組みを進めていく。

### (2) 包括的な支援体制の整備

多様化する地域課題に対応するため、地区保健福祉センターや地域包括支援センターなどの相談支援体制の充実と制度横断的な庁内の連携体制強化を図る。

### (3) 市社会福祉協議会との協働による推進

地域福祉推進の中心的役割を担う市社会福祉協議会と協働し、同協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携しながら各施策の推進を図る。

### (4) 計画の検証

計画の進捗状況について検証し、必要に応じて計画の見直しを図る。